



## インボイス制度への対応

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の計算方式としてインボイス制度が導入されます。

### 1 インボイス制度とは

「**適格請求書等保存方式**」ともよばれ、所定の要件を記載した請求書や納品書を発行、保存するという制度です。

消費税額は、課税売上にかかる消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(「仕入税額控除」)計算します。事業者が仕入税額控除の適用を受けるには、インボイス制度下では、原則として取引相手から交付を受けた適格請求書(インボイス)を保存しておくことが義務となります。

### <令和5年10月から>

仕入税額控除の要件 : 「**適格請求書等保存方式**」  
帳簿 : 一定の事項が記載された帳簿の保存  
請求書等 : 適格請求書等の保存

「**適格請求書**」とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書、納品書および領収書等をいいます。

「**適格請求書**」を交付できるのは適格請求書発行事業者に限られ、適格請求書発行事業者となるには、**税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。**なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

### <登録申請のスケジュール>

申請の受付は令和3年10月1日からです。インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。

### 2 インボイス制度の導入による影響

- 請求書、納品書および領収書等への記載事項が変わる
  - 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できる
  - 登録事業者は、適格請求書を交付する義務が生じる
  - 仕入税額控除を受けるには、適格請求書等の保存が必要
  - 税額計算方法の変更
- 登録には申請が必要



#### (1) 売手側の留意点

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)の求めに応じて適格請求書を交付しなければなりません(また交付した適格請求書の写しを保存しておく必要があります)。

- 「**適格請求書**」の記載事項
- ① **適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は1請求書につき、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※適格簡易請求書・・・不特定多数者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等は上記⑥の記載不要。

## (2)買手側の留意点

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けた適格請求書の保存等が必要となります。

### ・帳簿の記載事項

現行の区分記載請求書等保存方式と同様です。

### ・保存が必要となる請求書等の範囲

- ①適格請求書又は適格簡易請求書
- ②仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③各書類に係る電磁的記録 等

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一部の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ・3万円未満の交通費・運送費
- ・自販機での購入
- ・郵便切手を対価とする郵便サービス（投函されたものに限り）等

また、簡易課税制度を選択している場合は、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書等の保存は仕入税額控除の要件ではありません。

## (3)税額計算の方法

インボイス制度導入後の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択することができます。

・積上げ計算・・・適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する。

・割戻し計算・・・年間の適用税率ごとの取引総額を割戻して計算する。

**売上税額を「積上げ計算」により計算する場合、仕入税額は「積上げ計算」のみ適用可能となります。**  
売上税額について「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

## 3 免税事業者や個人事業主への影響

免税事業者や消費者などは、適格請求書を発行することが認められていません。つまり、インボイス制度下では、課税事業者が免税事業者等との取引で支払った消費税は、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。仕入税額控除が適用できないと納付する消費税が増加することとなるため、適格請求書を発行できない免税事業者等との取引を控える可能性があります。

### (1)免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

・令和5年10月1日～令和8年9月30日  
仕入税額相当額の80%

・令和8年10月1日～令和11年9月30日  
仕入税額相当額の50%

### (2)免税事業者の登録手続

インボイス制度への対応として、免税事業者が課税事業者となるためには登録申請書に加えて消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。課税事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても申告が必要となり、消費税の納税義務が生じます。なお、2年間は免税者に返ることができません。

（新宿事務所：鈴木隆雄）

